

源泉徴収すべきか否かの判断と徴収漏れ



税務・会計の 集中セミナー



●今回の先生/
税理士の天野俊裕氏

図表1は、源泉徴収の一連の流れを示したものです。支払元

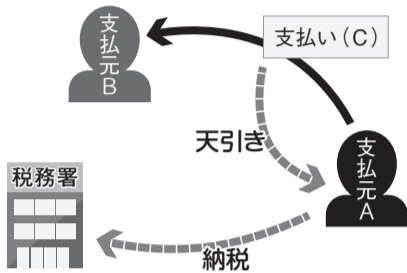
だれが源泉徴収するのか？

会社が借りている工場の家賃を海外に住んでいる大家さんに支払った場合、会社はその家賃から源泉徴収しなければならぬことをご存じですか？

源泉徴収とは、給料や報酬などを支払う者が、その支払いをする際に、それを受け取る者の税金を天引きして国に納める制度です。実務的には、従業員に対する給与や賞与、税理士報酬などの支払いの際に行うのが一般的なイメージですが、このほかにも源泉徴収の対象になる支払いは数多くあります。

そこで本稿では、源泉徴収の手続きのうちの「源泉徴収すべきか否かの判定」と「徴収漏れがあった場合の取り扱い」について、簡単に説明したいと思います。

【図表1】源泉徴収の流れ



Aが支払先Bに対して支払いCを行い、Bにかかる税金を支払うCの中からAが天引きし、Aが税務署に納付をします。この天引きする税金のことを源泉所得税といい、天引きを行う支払元Aのことを源泉徴収義務者といいます。

天引きする税金は所得税となるため、源泉徴収の対象は個人に対する支払いだけと考えがちですが、実際は支払先が法人の場合でも源泉徴収の対象になる

引き続き図表2を見ますと、国内の個人・法人への支払いに

国内の個人・法人への支払いについて

ことがあります。また、徴収義務者Aについては、源泉徴収の対象となる支払いを行う者であれば、個人、法人会社、協同組合、官公庁、学校、自治会、同窓会などの属性に関係なく、だれでも徴収義務者になります。

所得税法では、A、B、Cをそれぞれ細かく定義づけており、これらについての一定の組み合わせに合致した支払いが行われれば、支払元や支払先の意向に関係なく、源泉徴収しなければならぬものとして定めています。

図表2は、源泉徴収の対象となる主要な支払いとその税率についての一覧表です。支払いCの内容と支払先Bとが交差する欄に文字や%の記載があるものが源泉徴収の対象となります。

どんな支払いが対象になるのか？

【図表2】源泉徴収の対象となる支払いと税率（主要なもの）

区分	支払い(C)の内容 体的な取引内容	支払先(B)			
		個人	法人	個人	法人
①	給料・賞与	税額表甲・乙	-	20.42%	-
	報酬・料金等				
②	(1)原稿料・デザイン料・講演料・芸芸スポーツ等の指導料				
	(2)弁護士・税理士・司法書士・建築士等への報酬	10.21%	-	20.42%	20.42%
	(3)ホステス・コンパニオンへの報酬				
	(4)芸能人・プロの運動家・モデルへの報酬・料金				
	(5)広告宣伝のための賞金(50万円を超える部分)				
③	配当				
	(6)上場株式等にかかる配当	15.315%	15.315%	20.42%	20.42%
	(7)非上場株式等にかかる配当	20.42%	20.42%		
④	使用料				
	(8)技術に関する権利・ノウハウなどの使用料や購入代金	10.21%	-	20.42%	20.42%
	(9)著作権・出版権などの使用料や購入代金	10.21%	-	20.42%	20.42%
	(10)機械装置・車両運搬具・工具器具備品の使用料	-	-	20.42%	20.42%
⑤	国内にある土地・建物(不動産)の賃借料(自己の居住用は除く)	-	-	20.42%	20.42%
⑥	国内にある土地・建物(不動産)の購入代金*	-	-	10.21%	10.21%

*1億円以下の自己の居住用の不動産の購入の場合を除く

ついでに、③の配当だけは法人に対しても徴収義務があります。が、その他はおおむね個人に対する支払いのみに限定されます。

①の給料・賞与は、雇用する従業員の労働に対する対価ですが、税額は給与所得の源泉徴収税額表に基づいて計算されます。1カ所目・甲欄、2カ所目以降は乙欄。また、②の報酬・料金等の1については、原稿料・デザイン料・講演料等の名目にかかわらず、実質的にそれらに相当する支払いであれば対象になります。

また報酬・料金等については、個人に対する支払いのみが対象になりますので、弁護士法人、税理士法人、法人で事業を営んでいる建築士への支払いは対象になりません。

④の使用料については、(8)(9)といった権利・技術・ノウハウ

等の使用料については対象とされますが、(10)のようなモノの使用料については対象とされていません。

海外の個人・法人に対する支払いについては、②の報酬・料金等については、個人だけではなく法人についても源泉徴収の対象とされ、税率は国内の個人・法人に対するものの2倍になります。また、④⑤⑥のように、国内の個人・法人への支払いでは源泉徴収の対象にならなかつた取引についても、海外の個人・法人では対象になるものがあるので注意が必要で、すなわち、この部分。

**最も注意したい
海外への支払い**

特に、⑥の不動産の購入代金の支払いについては、税額が高額になる上に、一般のサラリーマンでも徴収義務者になりますので、細心の注意を払わなければなりません。また、支払先である海外の個人の居住地法人は所在地が、日本と租税条約を締結している国である場合は、税務署に届け出ることで課税の免除や軽減を受けられることがあります。

税法上は、AがBに対して支払いCを行った瞬間に、自動的にAに源泉徴収の義務が生じます。それでは、源泉徴収の対象となる支払いであるにもかかわらず、図表3のような、源泉所得税の記載がない請求書aに基づいて、2万1600円の報酬を支払ってしまった場合はどうなるのでしょうか。

この場合、源泉徴収の義務を負っているのは、報酬を支払った側になりますので、税務署は徴収義務者Aに対して2042円の課税を行ってきます。つまり、報酬を受取った側の所得税について、いったん支払った側が課税を受けることとなります。これは、支払先の所得税を支払元が立替払いすることにはなりませんので、後日支払先に返金を求めることとなります。また、このような源泉徴収漏れについては、税務署への納付期限を過ぎてしまうと、その時点で漏れた額の10%のペナルティー加算税が課されます。

【図表3】報酬・料金等にかかる請求書と支払例

請求書a		源泉徴収を行った場合	
弁護士報酬	20,000円	弁護士報酬	20,000円
消費税(8%)	1,600円	消費税(8%)	1,600円
求額額	21,600円	合計	21,600円
		源泉所得(10.21%)	▲2,042円
		差引支払額	19,558円

したがって、その支払いの根拠となる契約書や請求書に源泉所得税の記載がない場合であっても、源泉徴収の対象となる支払いであれば、実際の請求書aの請求額とは異なる1万9558円を自ら計算した上で支払う必要があります。